

佐倉市 農業委員会だより

第91号 令和5年3月

発行 佐倉市農業委員会

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97

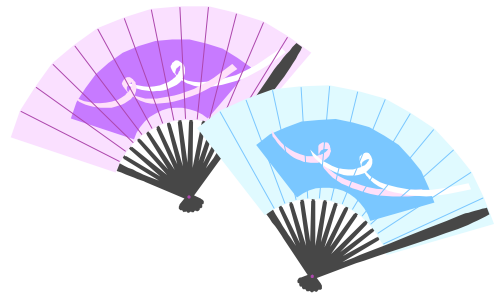
TEL 043-484-6285(直通)

佐倉市ホームページ

(<http://www.city.sakura.lg.jp>)

主な内容

- 農業委員会会長あいさつ ……1頁
- イノシシ被害の急増について ……2頁
- 農機具盗難防止対策について…2頁
- 農業者年金のお知らせ…3頁
- 農地の転用・売買の手続き…4頁
- 全国農業新聞のお知らせ ……4頁



農業委員会会長挨拶

会長 石田 和久



日頃から当委員会活動に対しまして、農家の皆様はもとより関係機関の皆様方に深い御理解と御協力を賜り、深くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も収束しつつあり、通常の生活に戻り始めております。

本年より、地域の将来の農地利用を見据えた地域計画の策定が始まります。農業委員会一丸となって、地域計画の策定に邁進して参りたいと考えております。

農業委員、農地利用最適化推進委員の改選の年となっております。各委員の選出へのご協力をお願いいたします。

最後に、皆様の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

◎各種許可申請書の提出締切日が変更されます。

令和5年4月より、農地法の各種許可申請書の提出締切日が毎月21日となりますので、ご注意ください。

農地の売買や転用する場合には、農地法の手続きが必要です。

★市外化調整区域の農地

農地を耕作目的で売買・貸し借りをする場合または、農地以外の用途に使用する場合（転用）や農地の埋め立て、盛土をする時は、農業委員会または、千葉県知事の許可が必要になります。

許可申請については、受付期間（毎月21日まで、ただし、閉庁日を除く。）を定めていますが、添付書類等に不備がありますと受付できない場合もありますので、事前に地元農業委員又は農業委員会事務局までご相談ください。

★市外化区域の農地

農地を転用する場合には工事着工前に、農業委員会へ届出が必要になります。届出は随時受け付けています。

全国農業新聞を購読しよう

全国農業新聞は、農業経営に役立つ農業総合専門誌として、高い評価を受けています。毎週金曜日発行で、購読料は月700円（税込）です。

購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130



イノシシ被害急増中！

市内の広範囲でイノシシによる農作物被害が急増しています。繁殖能力が非常に高く、今後の個体数増加が予想されるため、イノシシ対策は急務です。

○イノシシ対策

イノシシ対策には捕獲・農作物への侵入阻止・生息地管理が必要です。

- ・【捕獲】わなを仕掛け、捕獲活動を行う。
- ・【農作物への侵入阻止】電気柵や防護柵を設置する。
- ・【生息地管理】耕作放棄地の草刈り等を行い、棲み処をなくす。

佐倉市では令和4年度より鳥獣被害対策実施隊を結成して、地元住民と協力して捕獲を推進しています。地元住民説明会なども行っていますので、佐倉市農政課までご相談ください。地域ぐるみのイノシシ対策にご協力をお願いします。



※捕獲されたイノシシ。大きいのは100 kg超。



※イノシシがぬたうちした水田。

稲に泥が付き出荷できなくなります。

トラクターなど農機具の盗難が増加しています

トラクターなどの農業機械の盗難が多発しています。

農地や庭先などでも盗難の報告があります。

3つの盗難防止対策を講じて、未然に防ぎましょう。

- ① 農地に農機具を置いて帰らない。
- ② エンジンキーは必ず抜きましょう。
- ③ 鍵のかかる倉庫など保管しましょう。

農業者年金が、さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

●ポイント1 令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました。

（35歳未満の方は、月額1万円から加入できます。）

※35歳未満で一定の要件を満たす方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。

●ポイント2 令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。

（年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます。）

農業者老齢年金：65歳以上75歳

特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

●ポイント3 令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。

（60歳以上65歳未満の方も加入できます。）

※20歳以上60歳未満の加入可能年齢条件が、65歳に引き上げ

●積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い年金です。

●認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、国が保険料を一定の割合で負担する制度もあります。

●年金は終身受給できます。加入者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る予定であった年金を遺族が受け取ることができます。

加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199
ホームページ：http://www.nounen.go.jp